

(素案)

宮国保運協第 号
令和2年10月 日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町国民健康保険運営協議会
会 長 稲 山 貞 幸

宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和2年8月6日付け宮発第203号で諮問を受けた「宮代町国民健康保険税の見直し」について、下記のとおり附帯意見を付して答申します。

記

1. 審議結果

- (1) 令和3年度の税率等の見直しは1年延期し、令和4年度の見直しとする。
- (2) 令和3年度の賦課限度額の見直しを実施する。

2. 審議要旨

国民健康保険は、平成30年度からの都道府県化より3年目を迎え、新制度も定着しつつある。現在、埼玉県では令和3年度をスタートとする次期国民健康保険運営方針の策定を進めている。

運営方針の素案では、令和9年度に県内市町村の税率等の完全統一を目標として掲げる予定であり、今後、赤字額の解消に向けた取り組みが益々重要となる。

当町では、平成29年度から2度の税率等の見直しを実施し、赤字額の解消に向けて着実に成果を上げてきたが、令和元年度の決算では約4,000万円の赤字が生じており、今後においても被保険者数や国の改革等の影響により税収の減少が見込まれる。今後、税率や制度の見直しをしない場合には令和9年度までに約2.8億円の税収が減少し、赤字額が2.5億円に膨らむことが見込まれることから、引き続き2年に一度の税率等の

見直しが必要と考える。

しかしながら、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中で被保険者への影響が懸念される。独立行政法人労働政策研究・研修機構の「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」や埼玉県の「新型コロナウイルス感染症の影響に関する緊急調査」からも、自営業者やフリーランスの方への経済的な影響が大きいことが伺われ、この結果は、宮代町の被保険者にも類似すると考える。

さらに当町は、所得300万円以下（給与収入では443万円以下）の被保険者が全体の約80%を占め、所得の少ない被保険者が多く、新型コロナウイルス感染拡大の影響が更に大きくなると考える。

そこで、令和3年度の税率等の見直しについては1年延期し、令和4年度に見直すこととする。

また、令和3年度の賦課限度額の引き上げは、高額所得の一部の被保険者への影響に留まり、国や県の公費の拡充が期待できるため、実施することとする。

3. 附帯意見

1年延期することで令和4年度以降の赤字額が増加し、令和8年度、9年度には約8,000万円の赤字額が見込まれることから、次の附帯意見を付す。

- (1) 赤字解消ルールの見直しを検討し、令和9年度までに完全解消に努めること。
- (2) 宮代町データヘルス計画を着実に実行し、医療費の適正化に努めること。
- (3) 国や県の公費の確保を研究し、更に取り組むこと。
- (4) マイナンバーカードや国のデジタル化により、被保険者の利便性の向上及び事務の効率化を推進すること。